仕 様 書

1 件名

794nm レーザーシステム

2 目的(用途)

国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「当機構」という。)では In+光周波数標準の開発を行っている。In+光周波数標準においては周波数が安定な波長 397nm の連続波を用意する必要があり、周波数安定化および光コムでの周波数計測が可能な波長 794nm レーザー光の第二次高調波発生よりこれを得る必要がある。この基本波発生のための波長 794nm レーザーシステムを調達する。

3 共通事項

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行すること。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。

なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

4 納入期限

2020年2月28日 可能な限り早期に納入すること。

5 納入場所等

(1) 納入・設置場所

東京都小金井市貫井北町4-2-1 国立研究開発法人情報通信研究機構

2号館 1F 西側実験棟

6 調達物品の数量及び構成内訳

(1) 調達物品の数量波長 794nm レーザーシステム

1式

(2) 装置構成内訳

ア 外部共振器レーザー

イ 専用コントローラー

7 調達物品の要件

(1) 性能条件

- ① 波長 794nm 光が 100mW 以上の出力で発振可能であること。
- ② 干渉フィルター型の外部共振器半導体レーザーであり、共振器はモノリシックデザインであること。
- ③ 50 kHz 以下のレーザー線幅が実現できること。
- ④ 温度制御が可能で 1mK 以内に安定可能であること。
- ⑤ 電流・温度が調整可能な専用のコントローラーを付属させること。
- ⑥ 形状は幅・奥行 300mm, 高さ 150mm,を越えないこと。

参考製品

IDEA-ECDL-794-0100

(2) 性能条件以外の要件

ア 法令等への対応

本仕様に基づく物品、設備、工事等の納入等に当たり、電波法(昭和25年法律第131号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令並びに条令等に基づき、主務大臣並びに各都道府県知事等に対し、認可、許可、届出等(以下「認可等」という。)が必要となる場合又は必要と考えられる場合は、契約後速やかに当機構担当者と協議すること。

特に電波法 第 100 条に定められている高周波利用設備に該当する高周波発生部を含む機器等については、型式指定を受けている場合又は型式確認を行っている場合には、その表示部分の写真を提出すること。

また、型式指定を受けていない場合及び型式確認を行っていない場合には、当該 設備が許可不要設備であるか否かにかかわらず、高周波の周波数と高周波発生部の 最大出力を文書で報告すること。

電波を用いた無線通信機能を含む機器のうち、無線 LAN、携帯電話、ラジコン等、技術基準適合(電波法第 38 条の第 3 章の 2 、電気通信事業法第 2 款。以下「技適」という。)の対象となる無線設備(端末設備機能を有する場合もある)については、技適の取得を証明する資料、例えば技適マークの表示部分の写真、あるいは技適等の認証番号を提出すること。技適未取得の場合には、納入までに技適を取得すること。技適対象外で無線局免許申請が必要な無線設備については、無線局免許申請に必要な情報を提供すること。

8 提出書類及び必要部数

•性能検査書 1部

・設備等納入時確認チェックリスト 1部

9 納入・設置条件

(1) 納入・設置時間

土日休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く、平日9時から17時の間に行うこと。日時は別途調整する。

- (2) 納入・設置作業に関する条件
 - ア 物品の搬入・据付等に関しては当機構の業務に支障をきたさないように配慮し、 協議の上、実施すること。
- (3) 環境への配慮
 - ア 調達物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)で規定する特定調達品目に該当する場合には、可能な限り適合品を納入するように努めること。
 - イ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮するように努めること。
 - ウ 納入時においては、環境負荷の低減を実現した自動車を用いるように努めること。
 - エ 梱包材などは持ち帰り、法令に従い処分すること。
- (4) 注意事項
 - ア 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに 当機構担当者に申し出るとともに受注者の責任においてこれを原形に復するこ と。

10 支給品の有無

無

11 貸与品の有無

無

12 検査について

・納入場所において、当機構担当者により装置の員数確認及び動作確認を行う。

13 瑕疵担保

- (1) 本件調達物品について、所有権移転の日から起算して1年以内に瑕疵による不具合 が発生した場合には、機器の点検及び補修を行い、本仕様書の性能を発揮できるよう にすること。
- (2) 本件調達物品に付帯する無償保証内容を明示するとともに、不具合発生時の問い合わせ窓口及び実施体制を明示すること。

14 関連文書又は関連仕様書

(1) 無

設備等納入時確認チェックリスト

受注者確認欄	項目	要求者確認欄
	1. 納入期限内の納品となっているか。	
	2. 員数検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載された構成及び数量 を満たしているか。	
	3. 外観検査 ・納入品について、傷、汚れ、凹み、歪みといった不良が無いか。	
	4. 設置状況 ・納入品に係る電源等への接続状況は要件を満たしているか。	
	5. 機能検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載されている、機能及び性能等の要件を満たしているか。	
	6. 提出書類 ・仕様書に規定した提出書類は全て揃っているか。 ・提出書類に求めている記載内容は漏れなく記載されているか。	
	7. 法令遵守関係 ・納入物について、電波法(昭和25年法律第131号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、その他の関係法令等に基づき、関係機関等に対する協議、必要な認可、許可、届出等の手続又は届出等に必要となる情報の提供が完了しているか。 (該当法令及び書類名称を以下に記載。記載しきれない場合は別紙添付)	
受注者側担当者 会社名 担当者名		音続欄 資産管理 台帳反映
機構側要求者(監督員) 確認年月日(年 月 日) 国立研究開発法人 情報通信研究機構 部署名 要求者名		

- ※該当項目なき場合は、当該項目を二線にて抹消する。
- ※受注者側担当者名及び機構側要求者(監督員)名については、自署とします。
- ※原本は機構側要求者(監督員)において保管し、写し1部を検査調書へ添付する。